

栃木県
道徳教育
ハンドブック



栃木県教育委員会

はじめに

平成27（2015）年に学習指導要領が一部改正され、それまでの「道徳の時間」が「特別の教科 道徳」として、教科化されました。その後、移行期間を経て、小学校では平成30（2018）年度から、中学校では平成31（2019）年度から全面实施となりました。

この間、各学校におかれましては、「考え、議論する」道徳への質的な授業改善や新たに導入された評価に向け、様々な取組がなされてきたことと思います。

栃木県教育委員会では、道徳教育推進教師等研究協議会をはじめ、特色ある道徳教育推進事業や、学校の課題に応じて支援する道徳教育応援チーム派遣事業等を実施し、学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育が推進できるよう取り組んでいるところです。

また、平成24（2012）年度から「教え育てる道徳教育」を推進しており、各学校においてもその趣旨を御理解いただきながら道徳教育の充実が図られているところですが、このたび、道徳教育のより一層の充実を図るため、道徳科の授業を行う際の手掛かりとなる資料として、「栃木県道徳教育ハンドブック」を作成することとしました。

本書は、学習指導要領の趣旨を鑑み、それを「教え育てる道徳教育」に照らしながら、「教える」編で学校の教育活動全体を通して行う道徳教育について、「育てる」編で「特別の教科 道徳」の授業における全体計画の作成や授業の構築を行う際、特に留意してほしいことについて、ポイントを絞りまとめています。

ぜひ、先生方には本ハンドブックをお手元に置いて、今後の授業改善に役立てていただきますとともに、道徳教育の一層の充実を図っていただくよう、お願いいたします。

令和2（2020）年3月
栃木県教育委員会教育長 荒川 政利

【目次】

はじめに	1
本書の趣旨と使い方	3
「教え育てる道徳教育」の推進	4
I 「教える」編	
主として学校の教育活動全体で行う道徳教育について	
1 道徳教育の全体計画について	8
2 別業について	11
3 道徳科の年間指導計画作成上の配慮	14
4 道徳教育推進教師の役割と協力体制の充実	16
コラム「補充」、「深化」、「統合」	18
II 「育てる」編	
主として「特別の教科 道徳」について	
1 道徳科の基本事項	20
2 道徳科の授業について	29
3 道徳科における評価	34
III 道徳科の授業改善のためのQ & A	
・ 教材を提示する工夫には、どのようなものがありますか？	42
・ 児童生徒の本音を引き出すには、どのような工夫をすればよいですか？	44
・ 板書は、どのように工夫するとよいですか？	46
・ 授業で使用するワークシートは、どのように工夫をすればよいのでしょうか？	48
・ 道徳科における言語活動の充実を図った授業とは、どのような授業ですか？	52
・ 多様な考えを引き出すためにどのような発問をすればよいですか？	54
・ 教師が説話をするとき、どのようなことを大切にすればよいですか？	56
・ 道徳科の授業は学級担任以外が行ってもよいのですか？	57
・ 特別な支援を必要とする児童生徒にはどのような配慮をすればよいですか？	58
参考資料等	62
道徳教育関連ホームページ等の紹介	63

本書の趣旨と使い方

「栃木県道徳教育ハンドブック」は、各学校で実践されている道徳教育の内容を確認したり、「特別の教科 道徳」の授業を考えたりする際に留意してほしいことを中心にまとめています。いつでも見られるよう、ぜひ、手元に置いて御活用ください。

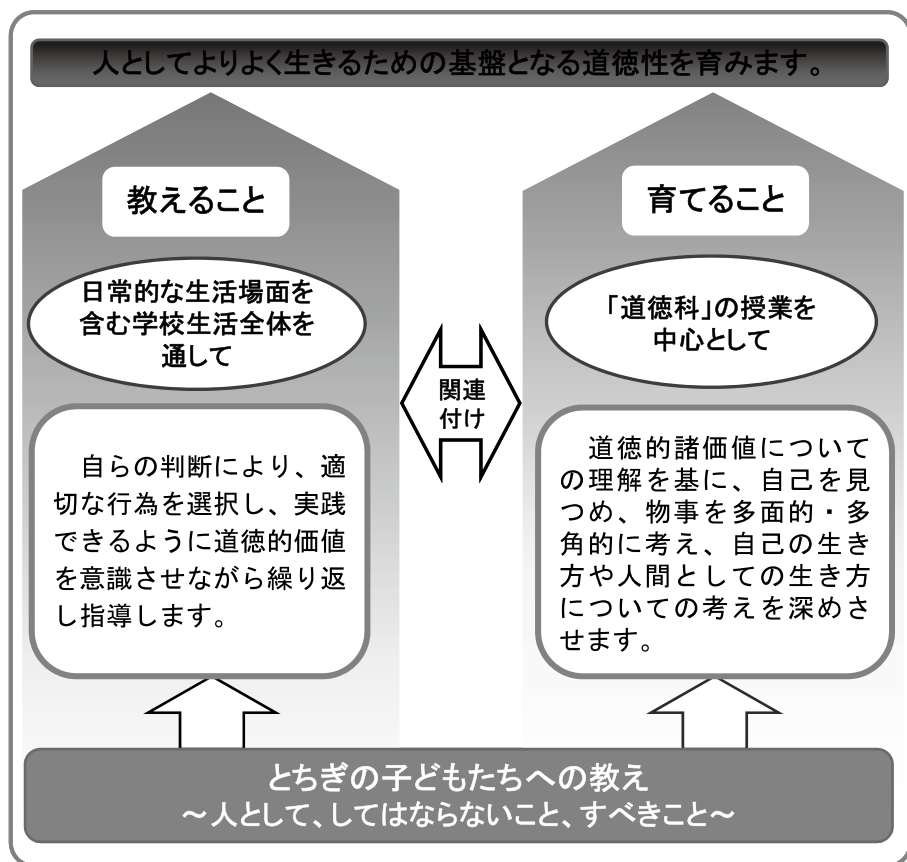
- 本書は、特に留意してほしいことについてまとめているため、道徳教育の全てを網羅するものではありません。
学習指導要領解説等の参照するページを掲載していますので、確認しながら御活用ください。
- 本書は、本県で推進している「教え育てる道徳教育」の確認事項と、第Ⅰ章「教える編」と第Ⅱ章「育てる編」、第Ⅲ章「道徳科の授業改善のためのQ&A」で構成しています。
- 文中、「特別の教科 道徳」は、見出しや学習指導要領等の引用部分を除いて「道徳科」と表記しています。
- 本書で取り上げている事例や、関連付けている栃木県総合教育センター作成の「考え、議論する道徳」等に掲載の事例は、一例であり、各学校や児童生徒の実態、教材の特質によっても異なります。
各学校の実情や目の前の児童生徒の実態を踏まえた工夫改善をお願いします。

【凡例】 [総セ] …総合教育センター作成「考え、議論する道徳」
[解説] …「学習指導要領解説道徳編」（特に断りがない場合）

「教え育てる道徳教育」の推進

栃木県では、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育むために、「教えること」と「育てること」とともに大切にしながら、互いに関連付けて指導する「教え育てる道徳教育」を推進しています。

「教え育てる道徳教育」のイメージ



学習指導要領では、「道徳的実践の指導」と「内面的資質の育成」で道徳性を養う指導を行うことが示されています。本県では、それらを「教えること」、「育てること」として推進しています。

学校での実際の指導のイメージ

「友人に悪口を言っている児童生徒に対する指導」を例に見てみると

教えること

学校生活の中で指導すべき場面を見逃さず、その場で指導します。

悪口をやめさせる指導

- 「悪口を言うことはやめなさい。」などと、まずその行為について指導します。
- ・ 「悪口を言うことは、よいことなのですか？」
(善悪の判断)
- ・ 「言われた人は、どんな気持ちになりますか？」
(思いやり)

育てること

道徳科の授業を中心として、心情面に働きかけます。

内面的資質の育成

- 「悪口を言わない」と思うことにつながる道徳的価値について、授業を通して考えさせ、計画的に内面的な資質を育成します。
- ・ 善悪の判断
- ・ 思いやり
- ・ 友情
- ・ 寛容 等

関連付け

各学年段階での関連する内容を指導

児童生徒の道徳性を高めるためには、この「教えること」と「育てること」を相互に関連付けて指導することが重要です。

なお、「教える」場面では、関連する道徳的価値を十分意識させながら、一方的な指導にならないようにすることが大切です。

とちぎの子どもたちへの教え ～人として、してはならないこと、すべきこと～

「教育育てる道德教育」の推進のために、重点化を図った指導が必要と考え、児童生徒の社会的自立に向け、学校や社会で生活する上で、ぜひ身に付けてほしい事項を「とちぎの子どもたちへの教え」として、各学年段階ごとに五つの指導事項を示しています。

五つの教えは、次のとおりです。

【各学年段階の五つの教え】

<p>第1学年及び第2学年</p>	<p>第3学年及び第4学年</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつをする ・ 誰とでも仲良くする ・ うそをつかない ・ 人のものをとらない ・ 人が嫌がることをしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正しいことを進んで行う ・ 身近な人々と協力し助け合う ・ 自分と違う考えも大切にする ・ 過ちを素直に改める ・ 約束やきまりを守る
<p>第5学年及び第6学年</p>	<p>中学校</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 時と場をわきまえる ・ 異なる立場を大切にする ・ 日本や郷土の伝統と文化を尊重する ・ 集団の中で自分の役割を果たす ・ 法やきまりの意義を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規律ある生活をする ・ 自他の生命を尊重する ・ 国際的視野に立ち、他国の生活習慣や文化を尊重する ・ 主体的に社会参画する ・ 法やきまりを遵守する意味を理解する

各学校においては、これらの教えを全体計画や別業、年間指導計画等に位置付けたり、自校化して活用したりしていると思います。

今後も、各学年間の連続性を踏まえ、日常の「教える」指導において、五つの教えを意識した指導をするなど、主体的に取り組んでいきましょう！



I

「教える」編

主として学校の教育活動全体で行う道徳教育について

1 道徳教育の全体計画について

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、児童や学校、地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

〔総則 第1章第6の1 後段より〕

まず、学校としてどのような児童生徒を育成したいのかを明らかにします。

◆ どのようなことを基に作成するのか。

- ・ 教育関係法規上の規定
- ・ 学習指導要領
- ・ 教育行政の重点施策
- ・ 学校評価等から見える子供や保護者、地域の実態と課題
- ・ 教職員や保護者の願い など

これらを基に、校長が示す学校経営の方針が軸となります。

◆ コミュニティ・スクールや小中一貫教育校における計画の作成

コミュニティ・スクール

地域で育てたい
子供像を基に

学校運営協議会等で、地域の願いや思いを話し合うことで、学校内にとどまらない、家庭や地域との連携を図った計画を作成することも考えられます。

小中一貫教育校

9年間で目指す
子供像を基に

コミュニティ・スクールと小中一貫教育を一体的に行っている学校は、両方を加味して作成しましょう。

① 具体的な道德教育の重点目標を設定しましょう！

例えば、学校経営の方針が次のようなものだったとすると…

思いやりの心を育むことと、規範意識を高めることを目指す。

人間尊重の精神を生かし、道徳的心情と道徳的判断力を高め、道徳性を養う。

学習指導要領の趣旨には沿っているが、抽象的で、何をすればよいのか見えにくい。

改善！

人間尊重の精神を生かし、思いやりの心をもって、規範を尊重しようとする子供を育成する。

児童生徒の目指す姿が見えるような具体的な目標に！

② 重点的な指導ができるよう工夫しましょう！

先ほどの目標から考えると…

人間尊重の精神を生かし、思いやりの心をもって、規範を尊重しようとする子供を育成する。

<内容項目>

B 親切、思いやり

C 規則の尊重

重点的に指導する
内容項目

ここで考えた「重点的に指導する内容項目」は、要となる道徳科の授業で扱う内容項目の配列等を考えたり、各教科等の関連を考えたりする際に重要になります。

道德教育の重点目標は、学校経営の方針や目指す子供像と密接に関わることを意識しましょう。

また、学校や児童生徒の実態、教師の願い、各学年を通じて配慮すべきことなども考慮して決めることが大切です。

③ 重点的に指導する内容項目を踏まえた、学校と各学年の道徳教育の重点目標を考えましょう！

重点的に指導する内容項目を踏まえた学校や各学年の重点目標を考えます。学年の目標は、発達の段階を考慮しながら作成します。

先ほどの例で考えると…

B 親切, 思いやり

C 規則の尊重

各学校の実情や、発達の段階に応じた、各内容項目に対応する目標を考えていきます。

学校の重点目標と各学年の重点目標が、大きくずれないように留意しましょう。



各教科等における道徳教育と重点的に指導する内容項目の関連

【例】

【社会科】 第5学年

「わたしたちの生活と森林」という単元で森林の働きや林業について学習する。

内容項目D「自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること」と関連が深いが…

重点的に指導する内容項目を踏まえると…

A校
「生命の尊さ」

森林を守ることは、多くの生き物を守ることにもつながり、「生命の尊さ」について意識させることができます。

B校
「勤労、公共の精神」

森林を支える林業従事者の体験談などを通して、「勤労の尊さ」について意識させることができます。

各学校の重点的に指導する内容により、各教科における道徳教育との関連のさせ方も変わります。

2 別葉について

道徳教育の全体計画には、各教科等と道徳教育の内容や指導時期等の関連を明らかにした、いわゆる「別葉」の作成が求められています。その根拠は、道徳教育の目標に示されています。

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。
〔総則 道徳教育の目標より〕

また、総則の解説には、次のようにも書かれています。

各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しをもって指導することが重要である。

〔総則解説 小p. 133, 中p. 136〕

◆ 各教科等の指導を通じて児童生徒の道徳性を養うための視点

- | | |
|----------------------------|----|
| ① 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり | |
| ② 学習活動や学習態度への配慮 | など |

これらのことを基にして、「別葉」は作成されています。

しかし…

その「別葉」
生かされていますか？



「別業」を生かす工夫

時間をかけて作成した「別業」も、作成したままでは生かされません。

「別業」では、各教科の授業の中で、関連する道徳的価値を明らかにしていることから、各教科等の授業を行う際、しっかりと「意識する」ことが大切です。

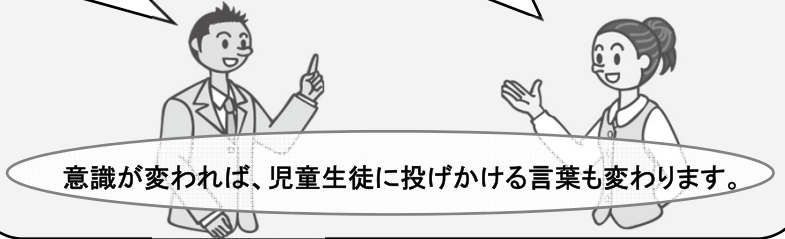
10ページの例で、それぞれの重点的に指導する内容項目を意識した指導の場面を考えると・・・

A校 「生命の尊さ」
森林を守ることは、多くの生き物を守ることにもつながり、「生命の尊さ」について意識させることができます。

B校 「勤労、公共の精神」
森林を支える林業従事者の体験談などを通して、「勤労の尊さ」について意識させることができます。

森林は林業を行う人たちによって、守られていることが分かりましたね。森林を守ることは、そこに住むかけがえのない命をもった生き物を守ることにつながるんだね。皆さんは、どう思いますか？

森林を守ることは、そこに住む生き物も守ることになるんだね。森林を守る人々も、そんなことを意識して、自信や誇りをもって仕事をしているのかな。皆さんはどう思いますか？



意識が変われば、児童生徒に投げかける言葉も変わります。

各教科等の指導を通じて道徳性を養うための視点には、前ページに示した二点のほか、教師の用いる言葉や児童生徒への接し方、授業に臨む姿勢や熱意といった「教師の態度や行動による感化」があります。

3 道徳科の年間指導計画作成上の配慮

道徳科の年間指導計画は、道徳教育の全体計画及び別業を考慮し作成します。

年間指導計画の内容

〔解説 小p. 73-p. 74, 中p. 71-p. 72〕

年間指導計画には、特に次の内容を明記しておくことが必要です。

- (1) 各学年の基本方針
- (2) 各学年の年間にわたる指導の概要
 - ア 指導の時期
 - イ 主題名
 - ウ ねらい
 - エ 教材
 - オ 主題構成の理由
 - カ 学習指導過程と指導の方法
 - キ 他の教育活動等における道徳教育との関連
 - ク その他

例えば、校長や教頭の参加、他の教師との協力的な指導の計画など

詳細については、学習指導要領解説で確認しましょう。

なお、道徳科の指導時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした「配列表」のみの作成では、年間指導計画としては機能しているとはいえません。

学習指導過程等を含むものなど、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められます。



作成上の創意工夫と留意点

年間指導計画を活用しやすいものにし、指導の効果を高めるために、特に創意工夫し留意すべきことは、次のとおりです。詳細は、学習指導要領解説で確認してください。

[解説 小p.74-p.77, 中p.72-p.75]

- 1 主題の設定と配列を工夫する
- 2 計画的、発展的な指導ができるように工夫する
- 3 重点的指導ができるように工夫する
- 4 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する
- 5 複数時間の関連を図った指導を取り入れる
- 6* 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える
- 7 計画の弾力的な取扱いについて配慮する
 - (1) 時期、時数の変更
 - (2) ねらいの変更
 - (3) 教材の変更
 - (4) 学習指導過程、指導方法の変更
- 8 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

*小学校のみ

7や8に示されているように、年間指導計画は、不断の見直しが重要となります。その際、学校で定めた道徳教育の目標をいかに達成するかという視点を忘れずに！



計画的、発展的な計画に

- 小学校では、低学年、中学年の内容項目が高学年の内容項目に発展されるよう構成されていることから、6学年間を見通した計画的、発展的な指導が行えるよう心掛ける必要があります。
- 中学校では、小学校からの積み重ねがあることを考慮し、3学年間を見通した計画的、発展的な指導を行うことが求められます。

4 道徳教育推進教師の役割と協力体制の充実

学習指導要領では、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実することと示されています。

〔総則解説 小p. 128-p. 129, 中p. 131-p. 132〕

【道徳教育推進教師の役割として考えられる事柄】

- ・ 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- ・ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ・ 道徳科の充実と指導体制に関すること
- ・ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・ 道徳の授業公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- ・ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ・ 道徳教育における評価に関すること など

これらの事柄を、
道徳教育推進教師に
任せきりにしていま
せんか？

結構たくさん
あるなあ……。



校内の協力体制を充実させましょう。

〔総セ 中p. 50〕

道徳教育は学校の教育活動全体で行うものです。
全教師が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開で
きる体制を整える必要があります。

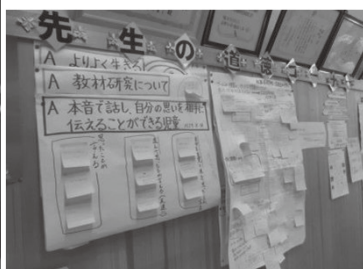
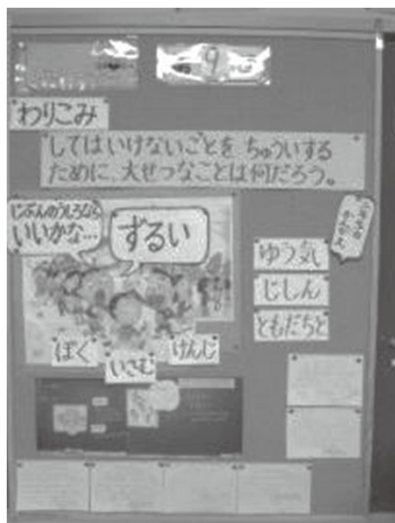
例えば……

- ・ 各学年段階や校務分掌ごとに推進するための体制
- ・ 家庭や地域社会との連携等の推進上の課題に合わせた組織
の創設 など

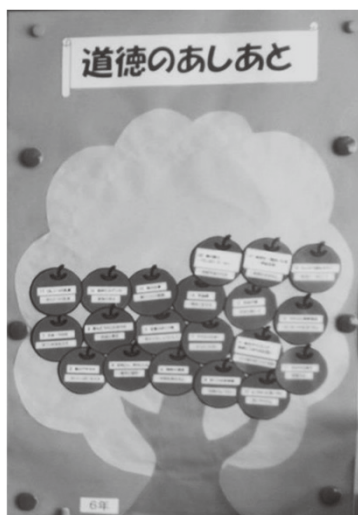
全教師が主体的に関わり、「自分事」として捉えましょう！

道徳教育を推進するための工夫の例

【環境整備に関する工夫】



「道徳コーナー」や「どうとくのへや」、「先生の道徳コーナー」の設置



児童生徒が日常的に目にするところにひと工夫を！



コラム

「補充」、「深化」、「統合」

道徳教育は、昭和26年（試案）の学習指導要領一般編の「Ⅱ教育課程」に「道徳教育」として、その必要性や、性質上、「**教育の全面において計画的に実施される必要がある。**」ことが既に示されています。

そして、昭和33年告示の学習指導要領ではじめて「道徳の時間」が登場します。このときの総則に示された「第3 道徳教育」には、次のように書かれています。（下線は作成委員）

第3 道徳教育

学校における道徳教育は、本来、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする。したがって、道徳の時間はもちろん、各教科、特別教育活動および学校行事等学校教育のあらゆる機会に、道徳性を高める指導が行われなければならない。

道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基づく。すなわち、人間尊重の精神を一貫して失わず、この精神を、家庭、学校、その他各自がその一員であるそれぞれの社会の具体的な生活の中に生かし、個性豊かな文化の創造と民主的な国家および社会の発展に努め、進んで平和的な国際社会に貢献できる日本人を育成することを目標とする。

道徳の時間においては、各教科、特別教育活動および学校行事等における道徳教育と密接な関連を保ちながら、これを補充し、深化し、統合し、またはこれとの交流を図り、児童の望ましい道徳的習慣、心情、判断力を養い、社会における個人のあり方についての自覚を主体的に深め、道徳的実践力の向上を図るように指導するものとする。

「特別の教科 道徳」の前身である「道徳の時間」が創設されたときから、その役割は、大きく変わることなく引き継がれているのです。



※ 「補充」、「深化」、「統合」については第Ⅱ章で解説しています。